

改善報告書

大学名称 関東学院大学

(評価申請年度 2013 年度)

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	3. 教員・教員組織
	指摘事項	専任教員の年齢構成において、人間環境学部では 61～70 歳の比率が高く、前回の大学評価時よりもさらに高くなっているため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	専任教員の年齢構成において、2010 年度より、原則として 55 歳以上の採用は行わないことを全学的な方針としており、大学全体では適正な水準を維持していたが、人間環境学部では 2002 年開設の際に 50 歳代を多く採用していた結果、10 年後の 2013 年は 60 歳代の比率が高くなっていた。
	評価後の改善状況	<p>大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6）。</p> <p>専任教員の年齢構成については、大学全体において、2010 年度より、原則として 55 歳以上の採用は行わないことを方針としている（資料 1-7）。</p> <p>人間環境学部においても、この方針に基づき、専任教員の年齢構成の改善を図るべく、継続して若手新任教員の採用に努めている。61 歳以上の比率は、2012 年度の 43.4%から 2014 年度には 26.4%と改善している（資料 1-8）。しかしながら、同学部は、2015 年度に健康栄養学科を基礎として栄養学部へ、人間発達学科を基礎として教育学部へ改組（届出による学部設置）を行っている。さらに、2016 年度にも、現代コミュニケー</p>

	<p>ション学科および人間環境デザイン学科を基礎として人間共生学部へ改組（届出による学部設置）を行っている。なお、2017年度の当該比率は、人間共生学部が27.6%、栄養学部が15.4%、教育学部が27.8%であり、改組後も適正な状態を維持している（資料1-9）。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1 「関東学院大学自己点検・評価委員会規程」</p> <p>1-2 「2014年度第1回関東学院大学自己点検・評価委員会議事録 審議事項4」</p> <p>1-3 「2014年度第2回関東学院大学自己点検・評価委員会議事録 審議事項2」</p> <p>1-4 「2015年度第1回関東学院大学自己点検・評価委員会議事録 報告事項7」</p> <p>1-5 「2016年度第1回関東学院大学自己点検・評価委員会議事録 報告事項6」</p> <p>1-6 「2017年度第1回関東学院大学自己点検・評価委員会 審議事項3」</p> <p>1-7 「2010年度大学委員会記録（第252回） 審議事項3」</p> <p>1-8 「人間環境学部教員年齢構成（2014年5月1日現在）」</p> <p>1-9 「人間共生学部、栄養学部、教育学部教員年齢構成（2017年5月1日現在）」</p>	
<p><大学基準協会使用欄></p>	
<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	学位授与方針や教育課程の編成・実施方針の内容や要素・構成など、学部・研究科によって大きく異なっている。学位授与方針や教育課程の編成・実施方針そのものの考え方に差異があるので、全学的に合意を形成し、適切な方針を設定するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学部・研究科ごとに策定され、ホームページに掲載されていたが、その適切性の検証について、大学全体で組織的に取り組んではいなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6）。</p> <p>3 ポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、2013 年度に、全学的な教育支援を行うべく高等教育研究・開発センターを設置し、組織的な検証に着手した（資料 2-1）。2014 年度には、同センターを中心とした WG（ワーキンググループ）を学長の下に設置し、大学全体における 3 ポリシーについて再策定を行った（資料 2-2）。WG では、3 ポリシーの位置づけ（序列）を明確にし、内容や要素・構成の連関を図りながら、学位授与方針、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針の順に策定を行い、大学評議会において承認を得た（資料 2-3）。これに即して、各学部における 3 ポリシーについても再策定を行い、2015 年度には、大学全体およ</p>

		<p>び各学部の 3 ポリシーについて再策定が完了した（資料 2-4、資料 2-5、資料 2-6）。これにより、3 ポリシーは教育目標に基づいた統一性のあるものへと改善している。</p> <p>大学院における 3 ポリシーについても、2014 年度より、大学院委員会を中心に検討を開始した（資料 2-7）。大学全体版に即して大学院全体版の策定を進め、大学院委員会の承認を経て、大学評議会において報告を行った（資料 2-8、資料 2-9）。現在、各研究科における 3 ポリシーの再策定について検討を進めているところである。</p> <p>なお、3 ポリシーについては、理念・目的および教育目標も含めて、ホームページ等への掲載に際し、大学全体として取り纏めを行い、決定・変更のプロセスも明確化することで、継続的・全学的な合意形成を担保している（資料 2-10、資料 2-11）。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>2-1 「関東学院大学高等教育研究・開発センター規程」</p> <p>2-2 「学部長会議議事録（議事録第 2014-2 号） 報告事項 8」</p> <p>2-3 「大学評議会議事録（議事録第 2014-5 号） 審議事項 4」</p> <p>2-4 「2014 年度第 3 回大学自己点検・評価委員会議事録 報告事項 2」</p> <p>2-5 「学部長会議議事録（議事録第 2015-1 号） 報告事項 7」</p> <p>2-6 「2015 年度第 1 回大学自己点検・評価委員会議事録 報告事項 5」</p> <p>2-7 「2014 年度第 2 回大学院委員会議事録 報告事項 2」</p> <p>2-8 「2014 年度第 9 回大学院委員会議事録 審議事項 2」</p> <p>2-9 「大学評議会議事録（議事録第 2014-9 号） 報告事項 6」</p> <p>2-10 「2017 年度第 1 回大学自己点検・評価委員会メモ 報告事項 4」</p> <p>2-11 「2017 年度関東学院大学理念・目的等」</p>					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	大学院博士後期課程において、文学研究科はコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
	評価当時の状況	大学院博士後期課程において、文学研究科では、博士論文もしくは博士予備論文の執筆のため、研究指導を重視し、リサーチワークのみのカリキュラムとなっていたが、その適切性については、課程制大学院制度の趣旨に照らして検証をしていなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6）。</p> <p>文学研究科では、大学全体で検討した改善策に基づき、博士後期課程のカリキュラムについて、研究科委員会で検証を行った。同委員会において、課程制大学院制度の趣旨として、コースワークの必要性を改めて確認したことにより、2015年度以降、当該科目を配置して修了要件に4単位の履修を求めることを決定し、コースワークを適切に組み合わせたカリキュラムに改善している（資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3）。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	3-1 「2014年度第7回文学研究科委員会議事録 審議事項3」 3-2 「関東学院大学大学院学則 別表第1 2 (1)」 3-3 「関東学院大学大学院文学研究科履修規程 第14条第2項」	
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		
改善状況に対する評定		1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
4	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	1 年間に履修登録できる単位数の上限について、法学部では4年次が56単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
	評価当時の状況	法学部では、卒業所要単位数は126単位であったが、ゼミナールの全部または一部を修得できなかった学生については138単位とすることを、2012年度入学生より導入していた。その際、1年間に履修登録できる単位数の上限についても変更し、1年次から3年次は各40単位（各学期20単位）、4年次は56単位（各学期28単位）に設定していた。ただし、4年次について、ゼミナールに代わる単位数分の科目を履修する状況を考慮して高い上限に設定していたが、その適切性については、単位制度の趣旨に照らした検証は十分ではなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料1-1、資料1-2、資料1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料1-4、資料1-5、資料1-6）。</p> <p>法学部では、大学全体で検討した改善策に基づき、1年間に履修登録できる単位数の上限について、教務委員会で検証を行った（資料4-1、資料4-2）。単位制度の趣旨を改めて理解し、学生の学修時間を踏まえ、2014年度入学生より、4年次の上限を48単位（各学期24単位）に改正することを教授会において承認した（資料4-3）。なお、1年次から3年次の上限も同様に48単位（各学期24単位）に改正した。また、2017年度以降入学生については、上限を44単位（各学期22単位）としている（資料4-4）。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		
4-1 「2013年度第7回教務委員会議事録 審議事項8」		
4-2 「2013年度第10回教務委員会議事録 審議事項4」		

4-3 「2013 年度第 8 回法学部教授会議事録 審議事項 1 (4)」					
4-4 「法学部履修規程 第 6 条第 7 号」					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
5	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	経済学研究科、法学研究科および工学研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『履修要綱』等に明記し、あらかじめ学生に明示するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	各学部・研究科では、「履修規程」が定められ、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している一方で、「学位授与基準」を卒業・修了要件と同質に扱い、学位授与方針と同意語のようにとらえているような状況にあった。特に研究科において「学位授与基準」は明確に定義されていない状況にあり、経済学研究科、法学研究科および工学研究科においては、学位論文審査基準が明文化されていなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6）。</p> <p>学位論文審査基準の明文化については、以下のとおり改善を図った。</p> <p>経済学研究科では、「経済学研究科経済学専攻・経営学専攻の学位論文審査基準（修士論文）」および「経済学研究科経済学専攻・経営学専攻の学位論文審査基準（博士論文）」として明文化し、経済学研究科委員会の承認を経て、2015 年度より『履修要綱』に明記して現在に至る（資料 5-1、資料 5-2）。</p> <p>法学研究科では、審査基準を明記した「関東学院大学法学研究科博士・修士論文審査基準および修士論文中間報告評価項目に関する規程」を制定し、法学研究科委員会の承認を経て、2015 年度より『履修要綱』に明記して現在に至る（資料 5-3、資料 5-4、資料 5-5）。</p>

		<p>工学研究科では、「工学研究科 学位（修士・博士）論文審査基準」として最小限の基準を明文化し、工学研究科委員会の承認を経て、2016 年度より『履修要綱』に明記して現在に至る（資料 5-6、資料 5-7）。</p> <p>これにより、大学院の全課程において、学位論文審査基準が明文化され、あらかじめ学生に明示されるように改善が果たされた。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>5-1 「大学院経済学研究科委員会議事録（経研委員会・2014-4 号） 審議事項 3」</p> <p>5-2 「2017 年度履修要綱 経済学部、大学院経済学研究科（抜粋） p. 157、167」</p> <p>5-3 「第 223 回大学院法学研究科委員会議事録（2014. 6. 18） 審議事項 1」</p> <p>5-4 「第 224 回大学院法学研究科委員会議事録（2014. 7. 16） 報告事項 9」</p> <p>5-5 「2017 年度履修要綱 大学院法学研究科（抜粋） p. 56」</p> <p>5-6 「第 10 回大学院工学研究科議事録（2015. 2. 25） 審議事項 4」</p> <p>5-7 「2017 年度履修要綱 理工学部、大学院工学研究科（抜粋） p. 210」</p>					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

No.	種 別	内 容
6	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	<p>全学部・研究科において、学生の受け入れ方針の内容に統一性がなく、修得しておくべき知識等の内容・水準等は明らかにされていない。また、ホームページ、A0 入試ガイド等のパンフレット、提出された『自己点検・評価報告書』に示された各方針の内容が必ずしも一致するものではないので、文言の統一を図るとともに、明確な学生の受け入れ方針をそれぞれ策定するよう、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>学生の受け入れ方針については、各学部・研究科で策定され、ホームページで公表されていたが、組織的な検証は行われていなかった。</p>
	評価後の改善状況	<p>大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6）。</p> <p>3 ポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、教育目標を踏まえた統一性のある明確なものへと改善すべく、組織的な検証を行い、全学的に再策定を行っている（資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、資料 2-5、資料 2-6）。</p> <p>修得しておくべき知識等の内容・水準等については、入学者受入方針に全体の概要を示し、各入試区分の試験科目として教科・科目・範囲等を募集要項に明示している（資料 6-1）。今後は、入学者受入方針のさらなる明確化を図り、その適切性も含め、全学の入試委員会を中心に継続して検証・検討を行っていく必要がある。</p> <p>各明示媒体における内容の整合性については、</p>

		<p>3 ポリシーをホームページ等へ掲載するに際し、理念・目的および教育目標も含めて、大学全体として取り纏めを行い、決定・変更のプロセスも明確化することで、継続的・全学的な合意形成を担保しており、文言の統一も図られている（資料 2-10、資料 2-11）。</p> <p>なお、大学院については、大学全体版に即して大学院全体版の策定を経て、現在は各研究科における 3 ポリシーの再策定について検討を進めているところである（資料 2-7、資料 2-8、資料 2-9）。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 6-1 「2017 年度学生募集要項」</p>					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

No.	種 別	内 容
7	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	編入学定員に対する編入学生数比率について、文学部英語英米文学科が 0.13、工学部電気電子情報工学科が 0.13、人間環境学部現代コミュニケーション学科が 0.13 と低く、文学部比較文化学科、現代社会学科、経済学部経済学科、経営学科、工学部機械工学科、情報ネット・メディア工学科、建築学科、社会環境システム学科、物質生命科学科、人間環境学部人間環境デザイン学科は在籍学生がいないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	2012 年度 5 月 1 日現在、入学定員に対する入学生数比率について、学部合計の過去 5 年間平均は 1.11 であり、大学全体として適正な定員管理をしていたが、編入学定員に対する編入学生数比率の適切性については、十分に検証されていなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6）。</p> <p>編入学定員に対する編入学生数比率については、2013 年度以降の学部改組等に伴い、編入学定員の見直しも図ってきたが、未だ比率の低い学部学科もある（資料 7-1、資料 7-2）。しかしながら、改善に向けて全学的に検討を重ねてきた。</p> <p>2017 年度には、海外指定校制推薦編入学試験および海外特別編入学試験制度を導入した。これらは、Skype 等を利用した遠隔面接を実施して、来日せずに受験できる利点があり、海外学校に在籍する日本人学生や、海外の優秀な外国人学生を編入学生として受け入れることを目的としており、編入学者数の増加も期待される（資料 7-3）。</p> <p>また、編入学試験の志願者の確保が停滞してい</p>

	る状況から、2018 年度から入試日程を 3 月から 10 月に変更した（資料 7-4）。現在、短期大学および専門学校の情報を改めて整理し、編入学試験のターゲットへの広報を強化し始めたところである。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
7-1 「2017 年度大学基礎データ 表 3」	
7-2 「2017 年度大学基礎データ 表 4」	
7-3 「関東学院大学入学者選抜規程」	
7-4 「2017 年度第 1 回入試委員会議事録 審議事項 1(1)」	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
8	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科博士後期課程が 0.17、工学研究科博士後期課程が 0.28、法務研究科が 0.46 と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>大学全体として、学生の受け入れに関する適切性については、各学部の入試委員会、教授会、各研究科の研究科委員会において審議・決定し、全学の入試委員会においても総括的に検証を行っているが、各研究科における入学定員や収容定員の未充足、入学者の確保は課題であった。</p> <p>法学研究科博士後期課程では、2012 年度の収容定員 6 名に対する在籍学生数が 1 名（比率が 0.17）の状況にあった。</p> <p>工学研究科博士後期課程では、2012 年度の収容定員 54 名に対する在籍学生数が 15 名（比率が 0.28）であったが、各専攻においては、電気工学専攻の収容定員 12 名に対する在籍学生数が 7 名（比率が 0.58）、工業化学専攻の収容定員 9 名に対する在籍学生数が 6 名（比率が 0.67）となっている一方で、建築学専攻は収容定員 12 名に対する在籍学生数が 1 名（比率が 0.08）、土木工学専攻は収容定員 9 名に対する在籍学生数が 1 名（比率が 0.11）であり、さらに機械工学専攻は在籍学生がいなかった状況にあった。</p> <p>法務研究科では、2011 年度より、全国的に法科大学院適性試験の受験者数が激減し、入学定員の確保が極めて困難になったため、入学定員を 60 名から 25 名に見直したが、全国的な受験者数の激減に歯止めがかからない中で、入学定員は充足されず、収容定員に対する適切な在籍学生数比率を維持できていない状況にあった。</p>
	評価後の改善状況	大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を

	<p>行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6）。</p> <p>研究科における収容定員に対する在籍学生数比率については、大学院入試説明会の全学的実施等により改善を図っており、博士後期課程全体としては、2012年度の0.43から2017年度には0.55と増加している（資料 8-1、資料 8-2、資料 8-3、資料 8-4）。</p> <p>さらに、2017年度より、本学が指定する海外の大学から優秀な外国人学生を大学院生として受け入れることを目的に、大学院海外指定校制推薦入学試験制度を導入し、入学者数の増加を図っている（資料 8-5）。なお、本入学試験制度による入学者については、入学金および授業料を免除している（資料 8-6）。また、博士後期課程の入学金も減額し、社会人や留学生がより学びやすい（入学しやすい）環境を整えている（資料 8-7）。</p> <p>しかしながら、2017年5月1日現在、法学研究科博士後期課程においては、在籍学生がいない状態であり、適切な定員管理が適わない状況である（資料 8-3、資料 8-4）。</p> <p>工学研究科博士後期課程においては、2012年度の0.28から2017年度には0.68と改善している（資料 8-3）。なお、同課程は2016年度に改組し、収容定員の見直しも行っている（資料 8-8）。</p> <p>法務研究科においては、状況が好転せず、2015年度から学生募集停止（在籍学生がいなくなるのを待って廃止）を決定している（資料 8-9）。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p>	<p>8-1 「大学院研究科委員長会議議事録（議事録第 2017-2 号） 報告事項 1」</p> <p>8-2 「2012 年度大学基礎データ 表 4」</p> <p>8-3 「2017 年度大学基礎データ 表 3」</p> <p>8-4 「2017 年度大学基礎データ 表 4」</p> <p>8-5 「関東学院大学大学院入学者選抜規程」</p> <p>8-6 「関東学院大学大学院海外指定校制推薦入学試験による留学生の入学金及び授業料免除規程」</p> <p>8-7 「関東学院大学大学院学則 別表第 2」</p> <p>8-8 「大学院研究科委員長会議議事録（議事録第 2015-4 号） 審議事項 2、4、5、</p>

	6、7」				
	8-9 「第 141 回関東学院大学専門職大学院法務研究科教授会議事録 審議事項 1」				
	<大学基準協会使用欄>				
	検討所見				
	改善状況に対する評定	1	2	3	4 5

No.	種 別	内 容
9	基準項目	10. 内部質保証
	指摘事項	<p>今回の『自己点検・評価報告書』において、自己点検・評価の内容が十分に検討されておらず、大学の改善・改革に生かせるようなものとなっていないので、自己点検・評価の結果が大学全体にフィードバックできるような体制を構築することが望まれる。また、前回の大学評価においても指摘されていた報告書・データの誤記や不備について、今回もまた文意が不明瞭な個所や誤記、大学基礎データの数値の誤記が多数見られ、改善がなされていない。社会に公表する情報として、より精緻な報告書およびデータを作成することが求められる。</p>
	評価当時の状況	<p>学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会を主体とし、『自己点検・評価報告書』を通じて自己点検・評価活動を行っていた。同報告書については、3年から4年ごとに作成し、ホームページにも公表していた。しかしながら、ともすれば報告書の作成が目的化してしまっており、その内容について実質的な検証が行われていない状況にあった。また、自己点検・評価活動への組織的な運営・推進・支援が十分にできておらず、大学全体として共通理解のないまま活動が行われている状況にあった。</p>
評価後の改善状況	<p>大学全体として、学長を委員長とする全学の自己点検・評価委員会において、改善策および実行主体について検討を行った（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）。また、改善状況について定期的に進捗確認を行い、適切性についても適宜検証を行っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6）。</p> <p>内部質保証については、実質化に向けて段階的に改善を図っているところである。</p> <p>2014 年度には、自己点検・評価を掌る組織を強化・充実し、本格的に改善へと着手した。自己点検・評価担当の学長補佐を置き、自己点検・評</p>	

	<p> 価室の専任職員を2名から4名に増員した。なお、同室は自己点検・評価活動の組織的な運営・推進・支援を担っている。また、同年度より、全学的に自己点検・評価制度に関する方針や手続きを明確に示すべく、年度ごとに実施要領を作成・配付し、大学全体として共通理解を図っている（資料9-1）。 </p> <p> 2015年度には、自己点検・評価制度を変更し、PDCAサイクルの実効を目指した（資料9-2）。自己点検・評価の方式において、合理的・実質的な活動を推進するためにシート形式を導入し、認証評価のための報告書作成が目的化していた状況の改善を図った。さらに、実施時期において、評価サイクルを前年度評価から当年度評価に変更し、PDCAを大学の事業計画と一体的なものにした。なお、事業計画は中長期計画に基づく年次計画として別途作成し、管理している。 </p> <p> 2016年度には、前年度に導入したシート形式および当年度評価の検証を行った。また、自己点検・評価室と学長事務室およびIR推進室の3つの部署を統合して、学長のシンクタンクの機能を担う大学経営課を新たに設置し、改革・改善の推進・支援を行う体制を整備することで学長のガバナンス強化を図った。 </p> <p> そして、2017年度現在、前年度の検証結果等を踏まえ、内部質保証をより有効に機能させるべく、自己点検・評価の体制・制度についてさらなる見直しを図っているところである（資料9-3）。 </p> <p> なお、『自己点検・評価報告書』（自己点検・評価シート）や大学基礎データ等の誤記や不備については、前述のとおり事務体制を強化・充実し、正確な情報を管理する体制が整えられており、社会に公表する情報としてさらに精緻なものになるよう改善が図られている。 </p>
	<p> 改善状況を示す具体的な根拠・データ等 </p> <p> 9-1 「関東学院大学自己点検・評価制度について<実施要領>-2016年度-」 </p> <p> 9-2 「2014年度第4回関東学院大学自己点検・評価委員会議事録 審議事項1」 </p>

9-3 「2017 年度第 1 回関東学院大学自己点検・評価委員会 審議事項 4」					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

2. 改善勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	工学部物質生命科学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.33と高く、また、収容定員に対する在籍学生数比率が1.36と高いので、是正されたい。
	評価当時の状況	工学部では、2009年度より学科制度を保ちつつ、学位プログラムとしてのコース制を敷き、物質生命科学科に応用化学コースおよび生命科学コースを開設した。応用化学コースは従来の教育内容を引き継いだり、生命科学コースにおいては新たな教育内容を提供していたこともあり、入試の志願者数が多く、入学者を想定より多く受け入れてしまっている状態があった。これにより、学科における入学定員に対する入学者数比率は、2008年度の1.06から、2009年度が1.29、2010年度が1.46、2011年度が1.34、2012年度が1.49と高くなり、その影響で収容定員に対する在籍学生数比率も高くなってしまっている状況にあった。
評価後の改善状況	<p>2013年度に、工学部は理工学部理工学科および建築・環境学部建築・環境学科へと改組し、学生募集を停止している（資料1-1）。</p> <p>2017年5月1日現在、入学定員に対する入学者数比率の5年間平均については、理工学部理工学科および建築・環境学部建築・環境学科はともに1.10、収容定員に対する在籍学生数比率については、理工学部理工学科が1.05、建築・環境学部建築・環境学科は1.02となっている（資料1-2、資料1-3）。</p> <p>なお、入学者数については、これまで全学の入試委員会が入試ごとの入学者数案について各学部部に提案し、各学部はその案を基礎に入試査定を行うようにしてきたが、2016年度入試からの定員厳格化に伴い、全学で定員を管理するためのさ</p>	

	らなる検討が進められている。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
1-1 「工学部教授会議事録（2011-14） 審議事項 9」	
1-2 「2017 年度大学基礎データ 表 3」	
1-3 「2017 年度大学基礎データ 表 4」	
< 大学基準協会使用欄 >	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5